

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画

南魚沼市男女共同参画推進プラン

2014(H26) 推進計画の評価

2015(H27) 推進計画の目標

2014(H26)推進計画の評価と2015(H27) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目					5年後の具体的目標(指標)	H26年度計画(目標)	26年度評価	評価の理由	26年度の評価実績	今後の課題	H27年度計画(目標)	担当課
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組み状況と2次基本計画期間における課題と方向性								
I 男女共同参画社会に向けた意識づくり	1 家庭および地域社会における男女平等意識改革の推進	1	・男女平等の視点から、旧来の社会制度、地域慣習等の見直しと意識改革の推進	市からの情報発信は性別にとられない表現に努め、表現の推進と意識改革の一旦は図れてきました。今後は性別にとられない表現から更に発展させ、男女共同の表現を取り入れ、意識改革の推進を進めます。	・男女平等社会の形成についての理解を深めるとともに、男性にとっての意義と責任などの広報、啓発を推進する。 ・社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握に努める ・広報紙、市の出版物等を作成する際に、男女平等の視点に立ち、適切な表現を推進するとともに、性的な差別につながる表現になっていないか配慮する。	・市ホームページでの男女共同参画情報の更新頻度を増やし新鮮な内容とする。 ・男女共同参画週間の早目の周知。 ・県ふれ愛ほっとらいんの紹介。	B	・市報やウェブサイトを通じた啓発活動により、意識改革を推進しました。その際には性別にとられない表現に努め、男女共同の表現に配慮した形で情報発信を行いました。更新頻度を増やすことは出来ませんでした。	・ウェブサイト内に国や県、県女性財団などのリンク先を貼付け、男女共同参画に関する情報がそこから容易に入手出来るようにしました。	・男女共同参画を難しいものと捉えず、興味を持つような見出しにしたり、情報更新等の回数を増やすことにより、関連ページや市報を閲覧する人が増える工夫が必要。また全庁的に表現方法が配慮されているかの意識を持つことが必要。	・市ウェブサイトやフェイスブックでの男女共同参画情報の更新頻度を増やし新鮮な内容とする。 ・広報委員に対し、表現方法が従来にとられていないかなど、男女共同参画の視点を持った確認の意識づくりの推進を行う。	企画政策課
		2	・性別による固定的役割分担意識の解消のための研修、広報、啓発活動の推進	出前講座の要請はなかったが、広報紙や講演会を通じ活動の紹介や啓発活動は行うことができました。しかし単発的であり継続性に欠けた点がありました。今後は継続的な開催や定期的な市報、ホームページへの掲載を進めます。	・市ホームページに男女平等参画情報や性別による役割分担意識解消等の啓発を盛り込み、内容の拡充を図る ・啓発資料の作成・配布 ・講演会、学習会の開催	・市ホームページへ男女共同参画情報を随時掲載する。 ・男女共同参画週間の周知。 ・ふれ愛ほっとらいんの紹介。	B	・市報やウェブサイトを通じた啓発活動により、意識改革を推進しました。その際には性別にとられない表現に努め、男女共同の表現に配慮した形で情報発信を行いました。男女共同参画週間に合わせた周知、更新に留まりました。	・男女共同参画週間に合わせ市報に掲載し、情報提供と啓発を行いました。また、市民会議が発行する啓発チラシの「ハーモニー」発行の支援を行いました。 ・庁内会議委員に対しては、「ふれ愛ほっとらいん」「内閣府フェイスブック」などを定期配信し、情報の共有と、意識向上に努めました。	・引き続き、広報紙や市ウェブサイトなどを通じた積極的な情報提供が必要と考える。 ・講演会や研修会等の開催にあたっては、多くの方に参加していただけるような文面や掲示場所の工夫が必要。	・市ウェブサイトやフェイスブックでの男女共同参画情報の更新頻度を増やし新鮮な内容とする。 ・男女共同参画週間の周知。 ・ふれ愛ほっとらいんの紹介。	企画政策課
		3	・男女共同参画に関する調査の実施および情報資料の収集、提供	市民会議を通じた、アンケート調査は実施できたものの、市としての独自の意識調査は実施できませんでした。啓発の浸透を図る指標としても、意識調査アンケートは必要であり、的確にしかも簡易に市民の考えを把握することが出来る手法を研究するとともに、各課の施策の中で実施される講演会や事業の場において、簡易なアンケートを実施する等、機会を捉えて意識調査をする体制や仕組みを進めます。	・男女平等参画施策推進及び時期計画策定のための基礎資料とする調査を行う。	・声を拾うことに主眼を置き、他部署で行う委員会や研修会、講演会等を通じて、アンケートを実施し身近な声を集め、今後に活用。	C	・市民会議主催の講演会開催時等に参加者アンケートを行い、その結果を情報提供してはいますが、市としての独自の意識調査は実施出来ませんでした。	・男女共同参画に限定した独自アンケートの実施は出来ませんでした。第二次総合計画に向けた市民アンケートが実施されました。直接的な設問ではありませんが、その中に、男女共同参画に関連した項目も盛り込まれています。	・男女共同参画の視点は広くかかってくることから、独自アンケートにとられず、他部署で実施した調査結果の中から、見出せるものがないか、資料として収集することも必要であり、情報の共有と分析方法の仕組み作りが必要。	・声を拾うことに主眼を置き、他部署で行う委員会や研修会、講演会等を通じて、アンケートを実施し身近な声を集め、今後に活用。 ・統一したアンケート用紙の作成	企画政策課
	2 学校等における男女平等教育の推進	4	・家庭内における男女平等意識の啓発と推進	のびのび通学合宿ボランティアに父親の参加を募って事業を実施して啓発に努めましたが、年々参加者が減少してきています。子ども・若者育成支援センターにボランティア相談員2名を配置し、義務教育終了後のケアを充実させました。今後も父親の参加を促す家庭教育支援事業の推進や、ニート・ひきこもりに関する相談業務の充実を進めます。	・若者相談件数30件 ・居場所利用者10人	・臨床心理士による心理相談の開催継続。 ・居場所利用者の新たな活動プログラムの導入。	B	・臨床心理士による心理相談を年間12回開催したが、相談申込が4件と少なかったです。 ・居場所利用者の新たなプログラム導入はしましたが、参加への意識づけが課題です。 ①以前から継続の調理実習等を行う「お楽しみ会」を毎月実施し、利用者間・スタッフとの関わりが持てる機会となっています。 ②社会福祉協議会と連携した「ボランティア体験」を企画しましたが、利用者参加にまでは至りませんでした。 ③新たに「仕事場訪問」を実施しました。	・心理相談 12回開催、相談 4件 ・若者相談ケース数 34件(前年比81%) ・居場所利用者 実人数 11人 ・居場所イベント 12回 ・居場所での仕事体験 3回 ・居場所利用者仕事場訪問 5回	・臨床心理士による心理相談実施形態の見直しと周知。 ・居場所利用者のスモールステップにつながるプログラムの実施。	・心理相談申込数の増。 ・居場所プログラム実施数の増。	子ども・若者育成支援センター
			5	・保育園、幼稚園から小学校などの発達段階に応じた男女平等教育の推進	保育園・幼稚園から小学校などの発達段階に応じた男女平等教育は推進されてきています。また女性への差別は12の人権課題の一つであることから、人権・同和教育について系統的な計画を作成し、発達段階や地域や児童・生徒の実態に即した適切な指導を進めます。	・児童・生徒の年齢等発達段階に応じた、適正な指導を行う。	・男女の違いを認識した上で互いの果たすべき役割を発達段階に応じて理解させる。	B	・発達段階に応じて、体の発育、精神的な発達、社会的な面から見た男女の違いや男女相互理解、協力することの重要性などが浸透してきています。	・保育園、幼稚園から小学校など発達段階に応じた男女平等教育は教員に意識され名簿や順番等でも配慮されている。	・より一層の人権の尊重、男女平等教育の推進や男女平等意識の浸透を図ることが必要。	・個人の尊厳、男女の相互理解と協力の重要性など、発達段階に応じた男女平等に関する教育の充実を図る。
		6	・年齢に応じた性教育の実施[研修会・講演会の開催等]	多くの学校で、養護教諭は学級担任とのT-Tにより、年齢に応じた適切な性教育を実施してきました。教育委員会主催の研修会等は実施できなかったが、各校においては、年齢に応じた性教育を積極的に推進してきました。職員研修は、既成の教員研修に委ねる方法もあります。今後も、性教育の重要性を強調するとともに、年間指導計画を作成するよう指導を進めます。	・性差別をなくすためにも性教育の重要性を強調し、全ての学校で年間指導計画を作成し、性教育を推進する。	・性教育の充実と性に関する事故の防止。	B	・学校での発達段階における性教育が計画的に実施されている。事故の報告もありません。	・教育課程内にきちんと性教育が位置付けられ、担任や養護教諭による指導だけでなく、保健師などの専門家を招いて行う性教育が充実してきた。	・指導内容や理解の状況を踏まえた研修内容等の検討。	・さらなる性教育の定着と改善。	学校教育課

2014(H26)推進計画の評価と2015(H27) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目					5年後の具体的目標 (指標)	H26年度計画(目標)	26年度 評価	評価の理由	26年度の評価実績	今後の課題	H27年度計画(目標)	担当課				
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組み状況と 2次基本計画期間における課題と方向性												
I 男女共同参画社会に 向けた意識づくり	2 学校等における男女 平等教育の推進	7	・教育活動全体を通じた男女共 同参画への意識啓発	さまざまな機会を通して、男女共同参画の 意識啓発に取り組んでおり、教職員の 男女共同参画への意識は高まってい ます。今後も人権・同和教育にかかる職員研 修を通して、職員の男女共同参画意識の 向上を進めます。	・さまざまな機会での男女共同参画の意識啓発 の取組むとともに、指導者に対する研修の充 実に取り組む。	・発達段階に応じた男女の 役割及び互いを尊重し合う 態度の育成。	B	・学習活動等の中でも男女平 等の考え方が浸透してきてい ます。	・話し合い活動や各種の取 組において男女が協力しな がら学習活動に参加する姿 が多く見られた。	・保育園、幼稚園、小学校低 学年と小学校高学年、中学校 を一律に考えず、各発達階 段に応じた男女共同参画への意 識啓発を図ることが必要。	・発達段階に応じた男女の役 割及び互いを尊重し合う態 度のさらなる育成。	学校教育課				
		8	・学校と地域が一体となった男女 平等教育取り組みの推進	さまざまな機会を通して、男女共同参画の 意識啓発に取り組んでおり、教職員の 男女共同参画への意識は高まってい ます。今後も人権・同和教育にかかる職員研 修を通して、職員の男女共同参画意識の 向上を進めます。	・各学校のPTAに対して男女共同参画の意識 啓発に取り組むとともに、PTAから地域住民に 対して男女共同参画を発信できるように、研修 会の開催等に取り組む。	・担当部局との連携を密に し、上の世代への啓発活動 を推進する。	C	・目標としていた担当部局との 連携を密にし、上の世代への 啓発活動を推進することはでき ませんでした。	・PTA活動等で保護者への 意識の定着は進んでいる。	・若年層には、男女平等の意 識は高まりつつあるが、中高 年層にはまだまだ浸透してい ないと感じる。	・男女平等意識を学校から家 庭や地域コミュニティ活動 を行う場にまで浸透させる。	学校教育課				
	3 男女共同参画社会を 目指す生涯学習の推 進		9	・生涯各期に応じた学習機会、 学習情報の提供	国、県などの学習情報を公民館ロビーに配 置し、提供したり、男性料理教室の実施等 に取組んできました。しかし、参加者が 年々減少してきている状況です。今後は社 会情勢の把握に努め、ニーズに応えるべき 企画の見直しを図り、生涯各期に応じた学 習機会、学習情報の提供を進めます。	・パネル展示やポスターなどによる意識啓発を 行う。 ・男女平等、女性問題に関する図書・資料を充 実させ、パンフレットスタンドやカウンターを 活用し男女平等情報紙等を配布	・ポスターなどによる意識啓 発を行う。 ・男女平等、女性問題に関 する図書・資料を充実させ、 パンフレットスタンドやカウ ンターを活用し配布する。	B	・専用コーナーの設置までは出 来ませんでした。国や県等 から送付されてくる男女共同 参画社会の重要性を啓発した情 報誌等について、配置場所を 出来るだけ固定し、継続的な資 料提供に努めました。	・男女平等推進相談室の開 設情報の年間掲示。 ・内閣府発行、月刊誌「共同 参画」の配布。 ・ふれ愛ほっとらいんの配 布。	・引き続き、継続した情報提供に 努め、多くの方に手に取って もらえる方策を検討するとと もに、配布数の確認等によ り、求められている情報が何 かを模索することも必要。 ・専用の掲示スペースが必 要。	・ポスターなどによる意識啓 発を行う。 ・男女平等、女性問題に関 する図書・資料を充実させ、 パンフレットスタンドやカウ ンターを活用し継続的な資料 提供を行う。	企画政策課			
						10	・男女共同参画推進に関する組 織、団体、グループ等の育成や 交流の支援	男女共同参画に係わる団体の状況把握が できておらず、どのような支援を必要とし ているかも不明な状況であり、南魚沼市男女 共同参画推進市民会議への支援に留まり ました。今後は各種団体、グループ等の把 握をし、男女共同参画推進市民会議と共に 支援して行くほか、連携の可能性の研究も 必要です。	・南魚沼市男女共同参画推進市民会議の会員 の増加。会の自立化への支援	・男女共同参画推進市民会 議に限らず、男女共同参画 に係わる団体の把握と情報 提供。 ・それらの団体と市民会議と の連携の支援。	B	・南魚沼市男女共同参画推進 市民会議の自立した活動を目 指し、連携支援方法を見直した 結果、着実に自主的な活動と なってきました。その一環とし た取り組みで、市民会議の拠点づ くりグループによる、市内の各 種団体に対して取組み状況等 のアンケートが実施されまし た。 しかしその分析までは行えず、 団体の把握や市民会議との連 携の可能性の検討は出来ませ んでした。	・市民活動に関するアンケ ー、発送団体210 回答数125 回答率65% ・南魚沼市男女共同参画推 進市民会議の活動支援と事 務局事務を担っていますが、 事務局の在り方を見直し、運 営の自主性を図るため、会 議への出席は要請時としま した。	・男女共同参画に関わる取り 組みの広がりに向け、男女共 同参画はあらゆる分野に関わ ることとして、どのように情報 提供を行っていくか課題であ る。 ・また、南魚沼市男女共同 参画推進市民会議の自立、自 発的な活動が進んできたこと から、より柔軟で自由な市民 団体活動のため事務局体制の 整備や、規約改正が課題であ る。	・男女共同参画推進市民会 議に限らず、男女共同参画 に係わる団体の把握と情報 提供。 ・地域づくり協議会と市民 会議との連携のきっかけ作り。	企画政策課
									11	・関係行政間および地域や学校 との連携による事業の展開	市民会議と庁内会議での共催で講演会を 実施したり、市民会議の主催事業への職 員参加はありましたが、市職員に対する研 修や独自で開催する事業の実施はできま せんでした。 今後は、女性財団が開催する研修、講演 会へ関連する課の職員が参加できるように 呼びかけたり、市職員を対象とした研修や 講演を行う必要があります。	・男女平等社会の形成を推進するためには、住 民と最も身近な市町村の取組みが重要であるこ とから、庁内推進担当者会議を対象に取組み 状況に応じた、研修会や講演会を継続して行 う。	・職員一人ひとりの男女平 等意識の徹底を図るため、 内部研修を実施したり、情 報提供を頻繁に行う。 ・県女性財団主催の研修所 や講演会等の案内も積極的 に行い職員の参加を促す。	B	・南魚沼市男女共同参画推 進市民会議の希望する分野に 対して、担当部署との情報交 換会を実施しました。 ・10周年事業で実施した市民 会議の主催の講演会には多く に参加者がありました。 ・県や女性財団が主催する研 修会への参加を行いません でした。	・情報交換会:1回 ・研修会参加:2回 ・市民会議主催講演会・学 習会参加:2回 ・県女性財団が主催した研 修会の講師に独自依頼し、 市の庁内会議に対して研修 会を開催しました。
			・独自で取組む研修については未定だが、市民 会議等の研修には積極的に参加を呼び掛けて いく。	・担当課へのアドバイスや支 援を行う。	D	・担当課への支援体制が出来 ませんでした。	・実績なし	・人事係による職員研修でなく 担当課が行う研修に位置付 けることが適当と考える。				・担当課へのアドバイスや支 援。	総務課			

2014(H26)推進計画の評価と2015(H27) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目				5年後の具体的目標(指標)	H26年度計画(目標)	26年度評価	評価の理由	26年度の評価実績	今後の課題	H27年度計画(目標)	担当課
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組み状況と2次基本計画期間における課題と方向性							
II 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)のとれたまちづくり	4 男女が共同して介護にかかわる意識の醸成	12	・介護予防のための地域支援事業や介護にかかわる男女の共通理解の促進	市報でのPR、ふれあい講座及び地域支援事業をとおして理解の啓発を実施してきたが、広く理解を得るためには継続が必要であり、参加者の増加を図りながら、引き続き啓発事業の実施を進めます。平成21年度には認知症について正しく理解し、地域で認知症の本人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を行いました。今後は二次予防事業対象者が大幅に増えることから、対応する介護予防事業を行う必要があり、また地域包括支援センターの体制を充実する必要があります。	・介護予防事業により普及啓発を行い、事業への参加者の増加を図る。 ・効率的な地域包括支援センターの体制整備を図り、市民からの総合相談に対応する。		・総合的な介護予防事業として、機能訓練事業(複合型)を3会場で開催しました。 ・相談に適切に対応するため、成年後見制度利用に関する相談マニュアルを整備する。	・機能訓練事業(複合型)3会場、延36回、延315人 ・二次予防事業対象者の予防事業の参加希望率が25年度の19.5%から26%に増加。 ・市民からの相談に適切に対応するために、成年後見制度利用に関する相談マニュアルを整備しています。	・二次予防事業から介護予防・生活支援総合事業に事業の見直しにより、生活機能の低下がある人が事業参加ができる体制を整備する必要がある。 ・包括支援センターの総合相談件数 延10,221件 ※うち、高齢者虐待相談・通報 50件(実数)	・総合事業への移行体制を整備しながら、事業参加者を増加させる。	介護保険課
		13	・家庭および地域で男女が共同して介護にかかわるための相談、指導、支援体制づくりの促進	男性介護者のみの交流会を実施し、認知症や介護の方法への理解、悩み等の解消を図りました。また、認知症サポーターの養成を小中学生から老人クラブまで幅広く行いました。今後は、老老介護が増加してくるため、さらに男性による介護技術の向上や認知症への理解を深める必要があります。	・男性介護者の教室・交流会の実施による介護の普及啓発を図る。 ・認知症地域支援体制の構築(認知症サポーターの養成、SOSネットワークの整備等)により認知症への理解を深める。		・男性介護者交流会を男性を含む介護者交流会に変更して実施しました。 ・広範囲な認知症サポーター養成講座を実施しました。	・介護者交流会実施(3回 男性12人参加) ・認知症サポーター養成講座開催(延40回、延999人参加)	・介護者交流会の継続と男性参加者の増加。 ・認知症に関する理解を深めるために、広範囲な認知症サポーター養成講座を実施が必要。	・介護者交流会を継続実施し、男性参加者の参加者を増加させる。 ・民間企業での認知症サポーター養成講座を実施する。	介護保険課
		14	・介護保険サービスの充実	介護保険事業計画に基づく施設整備は計画どおり順調に推移しています。施設整備が進んだことにより、家庭介護の軽減はもとより、介護保険制度自体への認識・関心が高まり、認定者数の増加という形で顕在化してきています。介護保険制度を有効に活用することにより、女性に偏りがちな家庭介護の負担を軽減することができ、併せて男性の家事分担等により負担軽減が可能であることの認識が高まりつつあります。介護保険制度施行から10年を経過し、制度に対する市民の意識も変化してきています。「自力介護の限界まで我慢する」意識から、早期に認定を受け、重度化する前に適切なサービスを受給することによって要介護状態の回避・延伸を図る利用形態が増加しています。このことは、健康で豊かな家庭生活時間を確保するためには有益な考え方であり、男女間の負担平等が実現するよう、可能な限り介護の負担を軽減するサービス提供を実現して行く必要があります。	・第5期介護保険事業計画に基づくサービス基盤(事業所)の整備 ①小規模多機能型居宅介護事業所…2箇所 ②地域密着型介護老人福祉施設(ミニ特養)…1箇所 ③特定施設入所者生活介護(高齢者向け住宅)…1箇所 ・サービス事業所への指導監査の実施…年間3施設 ・介護保険制度に関するPR…講習会など年1~2回の開催	・第5期介護保険事業計画に基づくサービス基盤(事業所)の整備についてはH25年度で完了するため、新たな事業所は開設できない。各施設でのサービス利用者数の増加をもって、介護保険サービスの充実を図る。		・指導監査を3事業所に実施しました。 ・第5期介護保険事業計画に基づきサービス基盤整備を達成し、これを踏まえ第6期介護保険事業計画を作成しました。 ・介護サービス等の利用実績が増加しています。	・事業所指導監査・施設実施(GHふきのとう、GH・DSつばき園、GH越南) ・介護サービス等に述べた利用者が723人増加しています。	・第6期介護保険事業計画に基づき「要介護者や高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を送ることができるよう」地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを図っていくことが必要。	・介護保険制度の改正に伴い、新たな加算の上乗せ及び報酬の減額等の制度の充実を図っていく。 ・介護サービス等の利用者の増加を図っていく。
5 希望と安心の持てる子育て支援制度の充実	15	・多様なニーズに対応した保育サービスの充実	ほのぼの広場の開催日数増加および施設の改築・改修に伴う乳児・未満児保育体制の拡大についてほぼ計画通り実施できました。また認定こども園での延長保育、一時預かり、土曜1日保育、子育て支援事業も開始されました。少子化傾向にある中で今後の需要の伸びがつかめない状況ではあるが、今後も費用対効果を踏まえた中での拡充や、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実のための整備が必要です。	・病児、病後児保育の充実 ・未満児保育の増加の対応 ・障がい児への早期支援 ・保育士の資質向上 ・老朽化した施設の改修、移築 ・有資格者の確保	・わかば保育園の移転新築 ・上長崎保育園大規模改修 ・民営化、統廃合を踏まえた、塩沢地区、中之島地区保育園の再編方針の検討 ・八幡保育園改築計画の検討 ・保育園の民間への移管の検討 ・全天候型子ども広場(仮称)の検討。		・目標に沿った形での成果がありました。	・わかば保育園移転新築工事の着手 ・上長崎保育園トイレ改修 ・上町保育園外壁改修工事 ・八幡保育園手洗い改修工事 ・大崎、三用保育園トイレ改修 ・ほのぼの広場六日町会場改修 ・障がい児加配検討委員会の設立	・保育経費を削減し、保育サービスの質などを向上させるため、保育園の民営化や統廃合の検討を進める。 ・保育環境改善のため、老朽施設の改修や、不足している駐車場の整備を進める。 ・保育士有資格者の確保 ・既存施設の有効利用による全天候型子どもの広場の検討。	・わかば保育園新築工事完成 ・野の百合保育園改築工事の着手完成 ・たんぼぼ保育園新築工事の着手完成 ・菟神保育園増築工事の実施 ・民営化、統廃合を踏まえた塩沢地区、中之島地区保育園の再編方針決定 ・八幡保育園改築計画の決定	子育て支援課
		16	・児童の安全のための放課後対策の充実	NPO法人「すまいるネット南魚沼」を立上げ、放課後の子どもたちに安心して充実した保育サービスを提供し、小学生の保護者が仕事のあいた、子どもたちが安全で充実した生活を過ごせるように、施設の増設・改築等により学童クラブの充実が図られ、現在市内の児童センター14か所で学童保育クラブが開設されています。今後もNPO組織を含めた体制の拡充を進めていく必要があります。	・安全な施設の維持 ・障がい児への早期支援 ・指導員の資質向上 ・学校との連携強化	・上田地区の学童保育上田クラブの施設整備 ・六日町地区の学童保育六日町クラブと北辰クラブの分割の検討 ・浦佐認定こども園の定員増に伴う、学童保育大空クラブの移転の検討		・目標に沿った形での成果がありました。	・上田地区学童クラブの新設これにより、市内12地区全てに学童クラブが整備されました。 ・民間法人に16クラブの運営を委託しています。	・民間クラブを活用した、六日町クラブの分割化 ・NPO法人の指導員確保に向けた取り組み ・休日保育、一時預かり保育の実施検討	・大空クラブの移転新築 ・第二北辰クラブの新築 ・大崎クラブの増築

2014(H26)推進計画の評価と2015(H27) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目					5年後の具体的目標(指標)	H26年度計画(目標)	26年度評価	評価の理由	26年度の評価実績	今後の課題	H27年度計画(目標)	担当課		
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組み状況と2次基本計画期間における課題と方向性										
II 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)のとれたまちづくり	5 希望と安心の持てる子育て支援制度の充実	17	・男性の子育て参画の促進	読書会で男性スタッフが読み聞かせをして、男性の子育て参加を啓発してきたが、男性の参画は、年度により社会情勢が異なり、積極参加・消極参加の繰り返しでありました。男性の子育て参画については、機会を捉え啓発し、広範囲で分かりやすく、参加しやすい内容での呼びかけ、青少年育成組織や子育て支援と連携をしながら、啓発していく必要があります。また父親が乳幼児健診のため休暇を取れるような、社会構造にしていける必要があります。	・子ども、若者育成支援センター等と連携し啓発していく。	・関係する課、団体間で連携した啓発の実施。	D	・子育て支援課での実績はありませんでした。	・実績なし。	・男性の子育て参画の促進につながる、具体的な手法の検討が必要。	・関係する課、団体間との調整を行う。 ・圧倒的に女性が多い保育園保護者会役員の、男性比率の実態調査を行う。	子育て支援課		
					・読書会・ブックスタート等、男性に対しての説明会・事業参加の呼びかけ。 ・参加者の10%アップ	幅広い職種層への積極的なPR	B	・幼児向けの事業として、南魚沼市図書館で「読書のつどい」「絵本のへや」、大和公民館で「えほんであそぼ」「たんぼぼ座」といった主に絵本読み聞かせの会を行っており、保護者の参加も募ってきました。父親の参加も増えることを望みながら事業を続けています。	・父親の参加としてはまだ微々たるものであり、評価できる段階にありません。	・父親も参加できる環境づくりが課題です。	・各公民館、図書館と連携し、現行事業のさらなる充実、父親の積極的参加に向けた事業の見直しを図ります。	社会教育課		
					・男性の子育てへの参加意識を育む機会としてマタニティサロンへの参加を推進。	・マタニティサロンの継続実施	A	・マタニティサロンの土曜日開催、市報及び個別通知によるPR、保育園や病院などに張り紙、欠席者への個別対応等により夫婦参加率は平均8割となっており、内容は参加者からも好評を得ています。 ・妊婦アンケートにより、未婚の方にもパートナーと一緒に参加してもらうよう呼びかけています。	・マタニティサロン年間6回、隔月土曜日開催 妊娠中期を迎える417組のうち、参加73組。うち夫婦での参加は63組(夫婦参加率80%)	・参加率の維持、向上 ・他機関が主催する両親学級などへの参加状況の把握	・マタニティサロンの継続実施 ・他機関が主催する両親学級等への参加予定者の把握	保健課		
		18	・ひとり親家庭等への支援体制の充実	母子家庭だけではなく、父子家庭に対する手当が支給されるように制度の充実が図られました。母子家庭自立支援事業も高等技能習得のための生活支援を行うようになり利用されています。今後は手当中心から就業、自立支援に向けた総合的な取り組みが必要です。	・就業、自立支援に向けた総合的な取り組みが必要です。	・母子、父子家庭に対し、支援体制の充実を図る。	A	・高等職業訓練促進給付金等交付事業により、昨年から引き続き5名の方に生活支援を行いました。うち3名は、修業修了し、平成27年4月就職しました。 ・平成27年3月に、就学支度金貸与事業を制定しました。	・児童扶養手当 232,509千円 ・ひとり親家庭等医療費助成 25,590千円 ・高等職業訓練促進給付金 6,135千円 ・高等職業訓練修了支援金 75千円	・今後はハローワークや厚生福祉係と連携し、就業支援などの取り組みの充実を図っていく。	・高等学校を卒業していないひとり親が高等学校卒業程度認定試験を受ける際の支援事業を制定する。 ・さらなる支援体制の充実を図る。	子育て支援課		
					19	・積極的に子育てを支援する基盤の充実	市内3地域で市の子育て支援センターを開設し、延24,000人の利用に供しています。また民営保育園3箇所でも子育て支援事業を展開しています。子育てに関する情報提供についても、ガイドブックの作成・配布により計画通り実施してきました。子育て支援サービスの充実とさらなる利用者拡大のための広報活動を進めます。	・子育て支援センターの充実 ・子育て支援事業の充実	・「南魚沼市子育てブック」に市内の子育て関連施設のマップを掲載する。	A	・子育て関連施設のマップを作成し、南魚沼市子育てブックに入れることとしました(平成27年度配布分から)。 ・市のウェブサイトにて今までわかりにくい箇所に掲載されていたものを、子育てのページから見られるようにしました。	・H26年度650冊作成、母子手帳交付時及び転入時に窓口で配布。 ・ウェブサイトに掲載している子育て関連施設のマップに、リンクなどを利用した改善を図ること。 ・より見やすく、親しみやすい子育てブックを作成すること。 ・保育園や支援センター等での配布の検討。	・より見やすい子育てブックへの改善を図る。	子育て支援課
								20	・地域ぐるみでの子育て体制の整備	平成21年4月1日に子育てを支援する新しい会員制の保育サービスとして、ファミリーサポートセンターを事業導入しました。今後も継続して事業の周知と登録会員数・利用件数の確保を進めていきます。また家庭教育支援事業、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室の実施など地域の教育力を高めるための学習機会の提供を行ってきました。今後も学校・家庭・地域を連携させ、事業を効果的に推進する必要があります。	・学校支援地域本部を各地域の小学校で1校実施	・家庭教育支援チーム(だんぼの部屋)活動の継続。 ・学校支援地域本部の新規開設につながる周知。	A	・家庭教育支援チーム(だんぼの部屋)の活動継続により来訪者が増えました。
		・ファミリーサポートセンターの充実	・市報等で事業の周知を継続。	B	・十分な体制強化が図れず、会員も増加しませんでした。	・全体的な会員の増減なし 依頼会員:1人増 両方会員:1人減	・体制の強化と、積極的な周知などによる会員の増加。				・積極的な周知により、会員数と利用件数の増加を図る。	子育て支援課		
6	男女の性別にこだわらない労働環境の整備	21	・男女が多様な働き方をする労働、就業環境の整備	働きやすい職場環境づくりのための「普及促進セミナー」を開催したり、ポスターの掲示、パンフレットの設置をしてきました。今後も男女雇用機会均等法等についての研修会を実施して行くことが必要です。	・男女雇用機会均等法等についての研修会を行う	・配布された際は市役所本庁舎や北庁舎にポスター掲示、パンフレット設置を継続して行う。	C	・ポスターの掲示やパンフレットの設置は実施しましたが、研修会は未実施でした。	・市役所本庁舎や北庁舎、働く婦人の家にポスターの掲示やパンフレットの設置を行いました。	・研修会実施のための体制と内容の検討。	・配布された際は市役所本庁舎や北庁舎、働く婦人の家などにポスター掲示、パンフレット設置を継続して行う。	商工観光課		

2014(H26)推進計画の評価と2015(H27) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目					5年後の具体的目標 (指標)	H26年度計画(目標)	26年度 評価	評価の理由	26年度の評価実績	今後の課題	H27年度計画(目標)	担当課
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組み状況と 2次基本計画期間における課題と方向性								
II 仕事と生活の調和 (ワークライフバラン ス)のとれたまちづくり	6 男女の性別にこだわら ない労働環境の整備	22	・女性起業家への支援	起業促進に取り組んではいますが、目に見えた成果が出ていません。社会情勢や経済情勢に影響を受ける部分が大いだが、粘り強く諸政策を進めて行く必要があります。また、いいがた産業創造機構のPRを進めるとともに、様々な機会を捉えて、啓発を行い、引き続き起業促進に取り組んでいく必要があります。	・いいがた産業創造機構と連携して起業促進に取り組む	・いいがた産業創造機構開催のセミナーやNICOカフェ(出張相談)の積極的な周知。	C	・必要に応じ、NICOカフェなどの紹介を行っているが、あまり希望者は来ていません。	・H25から始まっているNICO出張相談会(NICOカフェ)を随時紹介しているが、来場実績が少なく、なかなか起業促進の具体的な成果につなげていない。	・いいがた産業創造機構と連携し起業促進に取り組む。また、起業・創業者育成セミナーの実施を検討する。	・いいがた産業創造機構開催のセミナーやNICOカフェ(出張相談)の積極的な周知。創業支援セミナーの実施	商工観光課
				女性に限定した能力開発支援等は行っていないが、必要な能力開発支援のため男女を問わず研修会等に参加しています。また、専門研修への自主的な参加も増加の傾向にあり、各自でスキルアップに取り組む姿勢が表れてきています。	・全職員に対して、研修の機会を出来るだけ多く設ける。また、テーマを決めて自主的に研修する自主研修制度を試行する。	・人事係との調整検討						
		23	・女性の職業能力の開発支援体制の整備	女性の管理職への登用は進んではいせんが、能力による昇進の方針のもと、女性の登用を促進し、男女を問わない労働環境の整備を進めていく必要があります。また、女性が個性と能力を発揮し、しかも安心して働くことができるために、関係機関と連携して、職業生活に必要な資格や技術の習得への支援や、情報提供を行う必要があります。	・男女を問わず、様々な研修機会を提供し、個々の能力アップを図る。 ・女性の管理職への登用を促進する。	・参加の機会が得やすい職場内研修について、更なる充実を図る。(実務として必修な内容、市民が特に注目している事項等を項目とする。)	C	・職場内研修について、更なる充実を図っているところであるが、研修に関する支援体制は、全職員対象なので、女性への支援として分けてはいけません。	・全体的に受講者は増加の傾向にある。 ・総合事務組合研修=90人(内女性33人) ・自治研修所研修=71人(内女性11人) ・職場内研修=453人(内女性195人) ・自主研修=5人(内女性2人) ・市町村アカデミー研修=4人(内女性1人)	・男女を問わず必要な資格や技術の習得への支援や、情報提供を行い更なる充実を図るが、女性職員も自ら進んで参加する意識を持つことが課題と考える。	・自己のスキルアップや人事考課の自己啓発目標にするなど専門研修(新潟県自治研修所実施分)の積極的な参加を図る。	総務課
				具体的な調査の実施はできませんでした。また、男女雇用均等法との関係があり、方法や内容等を研究することが必要です。今後も関係機関と連携して、女性の雇用、労働条件などの実態の把握を行う必要があります。	・実態の把握方法や内容についての研究	・企画政策課と実態把握の方法について検討を行う。						
		24	・女性の雇用、労働状況などの実態把握	不況と産業構造の転換などによる正社員採用の減少を受けた若者のフリーター選択と社会適合性の不安等から就職戦線の離脱傾向を示すニート・ひきこもりの社会参加、就労支援として、ハローワークとの連携、出張ジョブカフェを実施し、新規卒業者の内定率の向上や、就職出来ない若者・社会参加出来ない若者の支援をして行く必要があります。	・就労支援件数10件	・支援を要する若者向けのセミナー定期開催。 ・就労支援に向けた地域資源の開拓。	B	・支援を要する若者向けのコミュニケーションセミナーを定期開催しましたが参加者は少なかったです。 ・就労に向けた支援として新たに「仕事場訪問」を実施しました。	・コミュニケーションセミナー12回 延38人 ・仕事場訪問6回 延6人	・就労支援プログラムの実施(仕事場訪問、仕事体験、就労支援セミナー等)	・就労支援セミナーの実施(仕事場訪問に向けた地域資源の開拓(仕事場訪問、仕事体験先の確保等))	子ども・若者育成支援センター
				・新規卒業者の内定率の向上 ・就職出来ない若者の支援をして行く。	・Uターン希望者向けWEB等の検討と整備。	A						
	25	・若年層を対象とした就職支援体制の整備	ハローワークとの連携やポスターの掲示、パンフレットの設置を行いました。今後も就職・再就職を望む女性が、職業選択の幅を広げ、円滑に就職できるよう関係機関と連携して能力開発の機会や情報提供を行う必要があります。	・ハローワークや21世紀職業財団との連携	・現在の取り組みを更に継続すると共に、サンティックスクール等におけるメニュー充実の検討。		A	・サンティックスクールにおいて、託児サービス実施し、子育て女性の就職支援を行ないました。	・サンティックスクールにおいて、託児サービスを実施し、子育て女性の就職支援を行ないました。(H26は3名が利用)	・サンティックスクールや子育て支援課との更なる連携。	現在の取り組みを更に継続すると共に、更なる女性への周知を行う。	商工観光課
			7 男女が共に働き続けることができる職場環境の整備	26 ・出産、子育て後の再就職の支援と職種の拡大								

2014(H26)推進計画の評価と2015(H27) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目					5年後の具体的目標 (指標)	H26年度計画(目標)	26年度 評価	評価の理由	26年度の評価実績	今後の課題	H27年度計画(目標)	担当課
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組み状況と 2次基本計画期間における課題と方向性								
II 仕事と生活の調和 (ワークライフバラン ス)のとれたまちづくり	7 男女が共に働き続ける ことのできる職場環境 の整備	27	・職場環境整備のための企業支 援体制の整備	ハローワークとの連携やポスターの掲示、 パンフレットの設置を行ってきました。今後も 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法 などの労働に関する法律・制度の周知や、 雇用・労働環境整備に関する資料等、労働 に関する情報の提供が必要です。	・ハローワークや21世紀職業財団との連携	・業種によるが、中小企業診 断士等を利用した職場環 境整備への取り組みの検 討。	B	・ポスターの掲示やパンフレッ クの設置を行いました。 ・緊急雇用を利用して、中小企 業診断士による建設業界への 職場環境整備講習を実施して います。(H27まで)	・本庁舎、北庁舎、サンティッ クスクール、働く婦人の家等 に春と秋の2回、ポスターの 掲示やパンフレットの設置を 行いました。 ・緊急雇用を利用して、中小 企業診断士による建設業界 への職場環境整備講習を 行っています。(H27まで)	・多業種にわたっての支援体 制の整備が必要。	・中小企業診断士による職場 環境整備の取組みを他の業 種にも拡大出来るか検討す る	商工観光課
		28	・育児休業、介護休業など男女 共に取得できる環境の定着促進	ハローワークとの連携やポスターの掲示、 パンフレットの設置を行ってきました。今後も 関係機関と連携し、企業などに対して育 児・介護休業制度や多様な勤務形態の導 入等の情報提供や啓発を行うとともに、利 用促進の働きかけの実施が必要です。	・様々な機会を捉えて啓発を行う	・離職者・求職者が多く集ま るサンティックススクールへの ポスター掲示、パンフレッ ク設置、研修会の検討。	B	・市役所本庁舎や北庁舎、働く 婦人の家にポスターの掲示や パンフレットの設置を行いま した。	・市役所本庁舎や北庁舎、 働く婦人の家に春・秋の2回 ポスターの掲示やパンフレッ クの設置を行いました。 ・サンティックススクールでは各 コースの訓練時に、配布文 書や口頭で触れるなどの啓 蒙活動を実施した。(H26は 60コース)	・民間等で開催される研修等 の積極的な広報が必要。	・離職者・求職者が多く集ま るサンティックススクールへの ポスター掲示、パンフレッ ク設置、研修会の検討。	商工観光課
		29	・新潟県ハッピーパートナー企業 への登録推進	市民会議と共にハッピーパートナー企業登 録促進の取組みの一環として、市内企業 への説明会や意見交換会、事業所アン ケートの実施をしてきました。現在は11の 企業登録となっていますが、男女がとも に働きやすく、仕事と家庭生活等が両立可 能な職場環境の推進をめざし、機会を 捉えて継続した啓発を行い、登録企業の拡 大に向けた取組みが必要です。	・起業職場における男女共同参画を推進するた め、「ハッピーパートナー企業」をPRし、登録企 業を増やす。 ・県における登録企業のメリットのほか独自のメ リットの必要性、設定についての検討。	・県や市民会議との連携をと りながら、ポスターやパンフ レットの掲示、情報誌の配布 等の情報提供を継続して行 う。	B	・10周年記念事業として開催し た市民会議主催の講演会にお いて、市内ハッピーパートナ ー企業の取組み紹介と県から借 用した啓発パネルの展示を行 いました。 ・県から送付される情報誌を事 業所の来庁が多い部署に配布 しました。 ・直接的な働きかけは行って いませんが、新規登録企業が1 社ありました。	・事業所における男女共同参 画を推進し、登録企業を増や すために「ハッピーパートナ ー企業」の知名度と県におけ るメリットのPRが必要。また 県のPRのほか独自メリットの 必要性や、その設定について の検討も必要。	・県や市民会議との連携をと りながら、ポスターやパンフ レットの掲示、情報誌の配布 等の企業に対するの情報提 供を継続して行う。	企画政策課	
III 男女の人権が尊重さ れるまちづくり	8 性的嫌がらせや暴力 の根絶	30	・性的嫌がらせや配偶者等から の暴力の実態の把握	被害者の居住地の市関係課と連携し、被 害者の支援を実施してきました。また、管 内市町村の研修参加で、市町村間の連携 がよりスムーズに行われ、迅速な対応をと ることができました。 今後も被害者を取り巻く関係機関と連携、 協力し迅速で適切な対応を図り、被害者の 支援を行い、配偶者等から暴力を受けた被 害者の安全確保と自立支援の充実が必要 です。	・関係部署、関係機関等とのネットワークを強化 する	・関係機関、市関係課と連 携強化を図り、情報把握に 努める。広域的にも関係機 関と連携を図り、実態の把 握に努める。	A	・警察などの関係機関、市関係 部署との連携を図りました。	・要保護児童対策協議会の 警察などの関係機関、市関 係部署と連携し、情報を共有 することにより迅速な対応が とれ被害者の支援を行うこ とができた。	・広域的に関係機関とより連 携を図り、迅速で適切な対 応を図り、被害者の継続的な 安全確保に努める。	・関係機関、市関係課と連携 強化を図り、情報把握に努 める。広域的にも関係機関 と連携を図り、実態の把握 に努める。	子育て支援 課
		31	・性的嫌がらせや配偶者等から の暴力の防止に向けた取り組み	言葉の暴力、経済的暴力、行動の制限等 も暴力と捉えることなど、DVの認識を高 め、暴力は人権の侵害という認識を広く理 解してもらうことが必要です。主たる公共 機関においてリーフレットの配布、ポスター の掲示等を行ってきました。今後も広報活 動による啓発の継続や人権意識の啓発に 努め、被害者がひとりで悩みや苦しみを抱 え込まないよう、性的嫌がらせや配偶者等 からの暴力の防止に向けた啓発活動の充 実が必要です。	・暴力は人権侵害であり、許されるものではない という認識を広める	・広報誌等での啓発活動の 継続。	A	・市報での広報活動やポス ター、リーフレット等を市民の目 にとまるところに配置しました。	・関係研修を市報に掲載しま した。(平成26年11月1日号)	・幅広い年齢層に啓発が行え るようわかりやすい啓発活 動の推進。	・広報誌等での啓発活動の 継続。	子育て支援 課
					・広報誌等の掲載頻度拡充とともに人権教育・ 啓発の推進を図る。	・広報誌等による啓発活動 の継続及び各種人権教育・ 啓発の推進を図る。	A	・年間を通じて市報等による人 権の相談・案内啓発を実施し ました。 ・各種人権教育・啓発は人権擁 護委員会を中心に、小学校・中 学校等において人権教室を開 催しました。	・広報活動は、市報みなみ魚 沼で人権相談・案内等啓発 記事を掲載。(23回開催分) ・人権教室は4小学校、1中 学校で実施。 ・女性の人権相談2回開催 ・無料相談会は12回開催	H26年6月に策定した「南魚 沼市人権教育・啓発推進計画」 に掲げる基本目標の達成に向 けた社会教育課との連携・協 力体制の構築が必要である。	・広報誌等による啓発活動の 継続及び各種人権教育・啓 発の推進を図る。	市民課

2014(H26)推進計画の評価と2015(H27) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目					5年後の具体的目標(指標)	H26年度計画(目標)	26年度評価	評価の理由	26年度の評価実績	今後の課題	H27年度計画(目標)	担当課
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組み状況と2次基本計画期間における課題と方向性								
Ⅲ 男女の人権が尊重されるまちづくり	8 性的嫌がらせや暴力の根絶	32	・性的嫌がらせや配偶者等からの暴力に関する相談窓口の整備、充実	相談窓口お知らせカードやチラシを女性トイレに掲示しPRを行いました。内閣府の「DV相談ナビ」に相談窓口を登録し利用可能となりました。市の関係課と連携し、情報の把握・共有をしており、相談体制が充実してきています。今後も随時相談可能な体制を保ち、複数担当で情報を共有しあい、更なるスキルアップ及び精神的負担の軽減を図る必要があります。また、専門職(カウンセラー)を配置するなどの、相談体制が必要です。	・関係部署及び関係機関等と連携し、相談業務を充実させる	・市関係課、関係機関と連携し、情報を把握し、相談体制を充実させる。相談対応者の技術力向上を目指す。	A	・関係部署との連携、相談担当職員の技術向上を図りました。	・警察などの関係機関、市関係部署との連携した対応と共に、専門職の社会福祉士の配置、各種研修会参加により、担当職員の技術も向上した。	・相談者の精神的負担を考慮するとともに相談対応職員等の更なるスキルアップが必要。また被害者の継続的な安全確保と自立支援をどう図るかが課題。	・市関係課、関係機関と連携し、情報を把握し、相談体制を充実させる。相談対応者の技術力向上を目指す。	子育て支援課
				・性的嫌がらせや配偶者等からの暴力に関する相談窓口の整備、充実	・相談対応者の技術力向上を図り精神面へも配慮することにより相談体制の充実を目指す。	・関連課との連携を深め、更に相談対応力を深める。	・関係機関及び市関係課との連携による情報把握に努め、相談担当者相互で情報を共有し、迅速な対応と相談技術力の向上を図りました。	・具体的案件が発生することに関連課と協議し、当該案件の対応方針・留意事項等を確認・共有している。 ・DV対応ソフトを導入し、被害者支援を強化した。 ①支援対象者であることを見逃さないため対象者を検索したときにアラートを表示。 ②支援対象者の情報を保護するため、支援担当職員がロックを解除しないと住民票等を発行できない機能を付加。	・支援対象者の増加は見られないが、潜在対象者への救済策・支援制度のPRが必要である。 ・個別案件ごとに対応方針を協議する必要があり、個人情報保護の徹底とともに相談対応職員のスキルアップが必要である。	全庁体制で支援対象者の情報保護に努め、職員の相談・支援体制の強化を図る。	市民課	
	9 出産にかかわる保健、検診等の社会環境の整備	33	・出産にかかわる社会環境の整備、生活環境づくりの推進	女性の健康に関しては、子宮頸がん・乳がん検診において、対象者には無料クーポン券の利用を呼びかけ、受診しやすい環境整備に努めてきました。また、中学1年生女子および保護者には、子宮頸がん予防のためのHPVワクチン接種と子宮頸がん検診受診の必要性について説明し、ワクチン接種の費用助成を行っています。引き続き、正しい知識の普及啓発とともに、受診率及び接種率の向上に向けた取組みが必要です。非常勤医師により安定的な診療提供はほぼ実施できましたが、小児科医師、産婦人科医師の絶対数不足、医師の地域的偏在などにより、常勤医師確保は難しい状況です。今後、基幹病院の開院と、新市立病院再編構想の中で、総合的な観点から医師確保を考えていく必要があります。	・基幹病院開院に向けた常勤医師の確保	・婦人科外来の週5日開設を継続する。	B	・非常勤医師による婦人科外来を週5日開設しました。	・年間227日外来診療を行い、延べ2,452人の患者が受診した。	・ゆきぐに大和病院は、基幹病院と機能分担するため婦人科外来は閉鎖することとなるものの、南魚沼市民病院において婦人科外来を開設するための医師確保を目指す。	・南魚沼市民病院において婦人科外来を開設する。	病院
・健康推進員未選出行政区をゼロにする。 ・推進員が研修をきっかけに ①自分のできることに ②家族に対してできること ③地域に対してできること のいずれかの行動ができるようにする。(研修会アンケート、地区活動報告による把握) ・特定健診結果で特保対象者、メタボ基準該当、メタボ予備群該当、健診データの改善や肥満の改善をしたい人が健康教室に参加し、自分の健診データの改善を図ることができるようにする。(参加者に占める特保対象者の割合、教室対象者に占める参加者の割合H23年度との比較、参加者のデータ改善率前年度との比較)	・女性特有のがん(2年に1度実施)の受診機会を逃さないよう、市報、ホームページの活用、商店へのポスターの掲示等により積極的に受診勧奨を行う。また、受けやすい検診体制を工夫する。 ・不妊治療費助成事業は一部内容を改正しての継続実施 ・マタニティサロン参加率の向上(初産参加率30%以上維持) ・妊婦アンケートの継続による心配事への早期対応。			・不妊治療費助成事業を継続して実施しました。 ・マタニティサロンは夫婦での参加数、参加率、初産婦参加率ともに年々増加しています。 ※子宮頸がん予防のためのHPVワクチン接種については厚生労働省通達によりH25年6月から積極的な勧奨を差し控えています。	・子宮頸がん検診受診者 2,240人(H25 2,589人) ・乳がん検診受診者 2,114人(H25 2,388人) ・不妊治療費助成 75件(うち、人工授精16件) ・マタニティサロン参加者 妻78人、夫63人 参加率 18.7%(H25 16.2%) 初産婦参加率37.8%(H25 37.8%)	・国の受診率目標(50%)達成を目指し、受診率の向上に努める。	・女性特有のがん(2年に1度実施)の受診機会を逃さないよう、市報、ウェブサイトの活用、商店へのポスターの掲示等により積極的に受診勧奨を行う。また、受けやすい検診体制を工夫する。 ・不妊治療費助成事業は一部内容を改正しての継続実施、不育症治療費助成事業の実施 ・マタニティサロン参加率の向上(初産参加率30%以上維持) ・妊婦アンケートの継続による心配事への早期対応。 ※子宮頸がん予防のためのHPVワクチンについては国の動向に基づき対応する。	・女性特有のがん(2年に1度実施)の受診機会を逃さないよう、市報、ウェブサイトの活用、商店へのポスターの掲示等により積極的に受診勧奨を行う。また、受けやすい検診体制を工夫する。 ・不妊治療費助成事業は一部内容を改正しての継続実施、不育症治療費助成事業の実施 ・マタニティサロン参加率の向上(初産参加率30%以上維持) ・妊婦アンケートの継続による心配事への早期対応。 ※子宮頸がん予防のためのHPVワクチンについては国の動向に基づき対応する。	保健課			
10 生涯を通じた健康づくりへの支援	34	・世代に応じた健康の維持、増進対策の充実	生涯を通じた健康づくりを進めるための健康教室や特定保健指導の充実を努めてきました。また、健康推進員制度を創設し、推進員の研修会や地区活動を通じて健康に関する知識の普及やスキルアップを図っています。この制度も徐々に定着しつつあり、活動内容も充実してきています。圧倒的に女性が多い中において、男性の推進員も徐々に増えてきており、健康に関する地域の課題についてともに学んでいます。今後も、「いきいき健康づくり計画」実現のため、健康推進員の体制充実とスキルアップを図りながら、推進員活動の成果を地域へ還元させるとともに、食生活改善推進員、筋力づくりサポーター等と連携した事業を展開し、健康教室の内容充実と参加促進、特定保健指導実施率の向上により、市民の健康に関する正しい知識の普及啓発を図り、個人、家庭から地域全体の取組みとしていく必要があります。	・健康推進員未選出行政区をゼロにする。 ・推進員が研修をきっかけに ①自分のできることに ②家族に対してできること ③地域に対してできること のいずれかの行動ができるようにする。(研修会アンケート、地区活動報告による把握) ・特定健診結果で特保対象者、メタボ基準該当、メタボ予備群該当、健診データの改善や肥満の改善をしたい人が健康教室に参加し、自分の健診データの改善を図ることができるようにする。(参加者に占める特保対象者の割合、教室対象者に占める参加者の割合H23年度との比較、参加者のデータ改善率前年度との比較)	・健康推進員未選出行政区の減少。地域コミュニティ協議会等と協働した健康推進員地区活動の展開。 ・生活習慣病予防のための健康教室の参加数の維持。 ・平成25年度の特定保健指導実施率50%(南魚沼市特定健診等実施計画)を達成。 ・学校保健委員会との連携の継続	A	・健康推進員の未選出地区は昨年より1行政区減少しました。 ・健康推進員が区長や筋力づくりサポーター、食生活改善推進員等の地区組織と協働し、積極的に健康づくりに関する活動(行政区で研修内容を回覧する、地域の中高齢者を対象に食事や運動、筋力づくり等に関する学習会の開催等)を行いました。 ・学校保健委員会に保健師が参加し、健康に関する情報交換・検討をしました。(H26年度は20/25校・H25年度は17/25校)	・健康推進員305人。(未選出行政区8/235)で未選出地区が減少した。主に戸数の少ない行政区が未選出となっている。 ・プレ指導110回、6,297人生活習慣病予防健康教室(はらスマート講座:12回、参加延べ人数152人、はらスマート講座運動しっかり編・食事しっかり編:4回、参加延べ人数21人、出張はらスマート教室:8会場、参加延べ人数107人) 特定保健指導実施率は50.8%(平成25年度法定報告確定値)となり目標達成。※目標50%	・健康推進員の今後の活動は、行政区や地域づくり協議会等地域の組織や人材との協働活動が望ましい。これらの活動により健康推進員の認知度を高め未選出行政区を減少させていくことが重要。 ・市民自らが健康診断結果を理解して健康増進に活かせる工夫を身につけていけるようにする取り組みは今後も継続していく必要がある。	・健康推進員未選出行政区の減少。地域づくり協議会等と協働した健康推進員地区活動の展開。 H27年度は第5期1年目であり、特に「生活習慣病予防は認知症予防の第一歩」を柱にした研修会の実施。 ・生活習慣病予防のための健康教室の参加数の維持。 ・平成26年度の特定保健指導実施率52%(南魚沼市特定健診等実施計画)を達成。 ・学校保健委員会との連携の継続と未開校へのアプローチ	保健課	

2014(H26)推進計画の評価と2015(H27) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目					5年後の具体的目標(指標)	H26年度計画(目標)	26年度評価	評価の理由	26年度の評価実績	今後の課題	H27年度計画(目標)	担当課
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組み状況と2次基本計画期間における課題と方向性								
Ⅲ 男女の人権が尊重されるまちづくり	10 生涯を通じた健康づくりへの支援	35	・性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発	この問題は、精神的や内面的な部分があることや健康問題として一般的に表面化していないために広範な活動につなげにくいなど、広報の方法や活動のあり方に課題がありますが、女性に限らず男性を含めた正しい理解とともに、広く普及啓発することが必要です。正しい知識の普及啓発には健康に関する研修会や地域活動での広報活動が適切であり、生涯を通じた健康の保持増進のために、世代に応じた健康教育、健康診査や相談指導の充実など、総合的な取組みが必要です。	・リプロダクティブヘルス/ライツ(略して「リプロ・ヘルス」)という言葉の周知度を高めるため、HPを通じて継続的に広報、啓発事業を行う。 ・子宮頸がん予防ワクチン接種啓発による健康教育の継続実施。	・医療機関等と連携して妊娠期からの支援を充実させる。 ・学校保健委員会との連携の継続	A	・子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月厚生労働省勧告により予防接種の積極的勧奨を差し控えています。 ・10代の人工妊娠中絶、出産が増加しており、当市の妊婦が出産する3大医療機関(県立六日町病院、県立小出病院、たかき医院)との連携が開始され、個別対応が十分出来るようになりました。	・主な出産医療機関の六日町病院と2回、高木医院と2回、小出病院と1回、連携会議を開催した。 ・H27.6月開設予定の基幹病院職員とも市内の若年妊婦や支援が必要な周産期の家庭について情報共有をした。	・「リプロ・ヘルス」をわかりやすく市民に広報する工夫が必要。 ・特定妊婦の対応が十分出来るようになったが、予防的な介入が必要。 ・10代の人工妊娠中絶、出産が増加しているため今後も関係機関と連携し、思春期からの性に関する支援を充実させる必要がある。	・医療機関等と連携して妊娠期からの支援を充実させる。 ・学校保健委員会との連携の継続と未開催校へのアプローチ ・保健所・養護教諭と連携して中学生への指導教材を作成する。	保健課
Ⅳ 男女が共に参画する活力あるまちづくり	11 女性も参画する地域社会の形成	36	・施策、方針決定過程への女性の積極的な参画促進、各種委員会や審議会等への女性の登用拡大	各種委員会や審議会の委員への女性の登用は、若干増えているものの、ほぼ横ばい状態であり、さらなる登用拡大が必要である。また関係各課に対する働きかけも不十分であったため今後は、女性の参画促進の重要性と必要性についての理解と促進を図り、施策や方針の決定に係わる立場の女性を増やしていくことが必要です。	・審議会等における女性の構成比率を引き上げるよう、各部署に働きかけます。また、審議会等において一方の性に偏らないように啓発活動を行い、男女比に大きな開きがある場合は改善を要請したり、審議会設置時や任期満了による改選時の人選において、女性委員の比率に配慮するよう呼びかける。	・H26年度末の目標25%達成に向けて、審議会設置時や任期満了による改選時の人選において、女性委員の比率に配慮することや、女性委員がゼロの審議会を解消することを呼びかける。	B	・若干、数は増えているものの、ほぼ横ばい状態であり更なる登用拡大が必要であるが、関係各課に対する働きかけも不十分でした。	・行政委員会に占める女性割合:9.6% ・審議会等に占める女性割合:22.9% ・管理職総数に占める女性割合:18.5%	・性別に関係なく市民の声をしっかりと把握するため、各種委員会委員や審議会委員への女性の登用をさらに推進する必要がある。	・引き続き目標25%の達成に向けて、審議会設置時や任期満了による改選時の人選において、女性委員の比率に配慮することや、女性委員がゼロの審議会を解消することを呼びかける。	企画政策課
				37	・地域おこし、まちづくり、環境問題、観光振興等に関する事業への女性の参画促進	・地区婦人会の協力を得て、地球温暖化防止、省エネ、節電など環境保全に努める。	・レジ袋廃止に向けた制度の協議を進める。	・廃棄物減量化等推進審議会(12名で構成:女性4人、男性8人)でレジ袋削減の実績のある十日町市を視察しエコポイント事業が有効であることを確認しました。その結果、事業普及拡大には人件費及びエコポイントカード交換品等に多額の費用がかかることから、地球温暖化防止を検討した予算化に向けた事業内容に見直ししました。	・各商工会及び環境交通課とレジ袋削減に向けた意見交換会を開催し、レジ袋削減の方向性を検討しました。また、廃棄物減量化等推進審議会の中で南魚沼サービス店会の「ふれ愛カード」を利用した南魚沼市エコポイント事業について、H28年度実施に向けて検討しました。	・つつじカード、雪ん子スタンプについても同様の取扱いをしたい。また、塩沢地域には既存のカードが無いため「ふれ愛カード」等が拡大可能か関係者との協議が必要である。 ・利用拡大を図るため、南魚沼福祉会「魚野の家」「セルフこぶし工房」などの商品も「ふれ愛カード」による購入が可能かを検討したい。	・地方創生事業の商工振興を図る目的で予算を確保し、レジ袋削減に向けた南魚沼市エコポイントカード制度(仮称)実施に向けて関係機関と協議します。	環境対策課
		地域おこしやまちづくりなどのイベントに女性の参加を促し、地区婦人会・地域女性学級への支援をし、女性活動を行って来ました。また、平成22年10月には南魚沼市女子力観光プロモーションチームを発足し、女性の視点での提案を積極的に行って来ました。今後も様々な年代からの女性が積極的に参加できるよう、また無理のない範囲で長期に継続していかれるよう改善していく必要があります。	・環境施策の方向付けをする委員会における女性の構成比率を増加させる。			・女性の視点からの提言を、施策に取り入れる工夫をする。	・環境審議会委員10名のうち女性委員は1名だが活発に意見を出していただいています。	・環境問題に関心がある女性の発掘	・H28委員改選に合わせ女性委員の人数増を検討	環境交通課		
		・現状の婦人会団体数を維持できるよう、引き続き補助金交付や支援を行いながら、地域行事などへの積極的参加を促す。	・補助金交付、活動への協力・支援を行いながら、現状の婦人会活動の充実に努め、さらなる婦人会活動のPRに努める。	・目標に定める団体の増はなく、上田地区婦人会の活動縮小がありました。婦人会活動への感心の低下が叫ばれるなか、現状を鑑みるに目標の再考を行う余地はあります。ただ現在補助金を交付している六日町・浦佐の2婦人会の各事業の実施運営には協力を惜みず、現状の活動の充実に努めました。	・2地区婦人会に補助金50000円×2団体 ・婦人会研修にバス手配(1回)	・補助金、バス提供など、活動資金での支援が目立つことから、自主的活動を推進するためにも、事業内容への助言・提案などを行い、活動の継続・充実に努めます。	・2団体への補助金交付を一義的としながら、両会長との情報交換を行い、事業内容の見直し、提案等の相談にも踏み込んで、婦人会活動の存続を図ります。	社会教育課				
・女性の視点からの提案を継続でき、提案実行が可能となるような改善を図る。	・女子力観光プロモーションチームとしては、映像配信による観光情報発信及び地域連携普及と市民参画を目指す。	・女子力観光プロモーションチームとしては、映像配信による観光情報発信及び地域連携普及と市民参画を目指す。	・市のシティープロモーションの新たな配信媒体として取り組むユーーストリーム配信のための設備と体制の基盤整備を行いH27年度からの定期配信の基盤構築を実施しました。	・同団体が市内の人・文化・風土を紹介するHPコーナー「極上の南魚沼」を動画化し映像配信する設備・体制整備を行い試験配信を実施した。 ・単発での配信ではなく、定期的に市内の魅力や観光情報を発信できないか、手法や構成について協議を重ね、これによりH27年度5月からの定期配信を目指すこととする。	・取材・編集・配信方法のレギュレーションを早期構築して、より魅力的な放送内容を安定的に配信する体制整備の充実を図る。 ・動画配信の周知 ・視聴者獲得の手法	・H27年度実施計画は年間6回、隔月配信の予定。来年度以降の配信目標を毎月1回年間12回としており、これによる県内外での認知度向上を図っていき、動画の視聴者1,500人獲得を目指す。	商工観光課					

2014(H26)推進計画の評価と2015(H27) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目					5年後の具体的目標 (指標)	H26年度計画(目標)	26年度 評価	評価の理由	26年度の 評価実績	今後の課題	H27年度計画(目標)	担当課
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組み状況と 2次基本計画期間における課題と方向性								
IV 男女が共に参画する 活力あるまちづくり	11 女性も参画する地域 社会の形成	38	・地域における自治会のリー ダーや役員への女性の参画促 進	主体は各行政区であり、市としてどこまで 関わられるか研究が必要ですが、行政 区へ区役員等への女性の登用をお願い文 書を送付し、促進を図ってきました。 自治会役員は地域の各世帯の事情により 選出されていますが、会長や3役下の役員 は、単独老人や母子世帯の増加を反映し 女性の参画が増えている傾向にあります。 しかし自治会の役員打ち合わせや会合は 夜がほとんどであるため、家庭との役割分 担で男性の役員が多いのが現状です。 今後は世帯構成の変化(老人・母子世帯の 増加、核家族化の進行)により、必然的に 女性の参画が増加することが見込まれるた め、地域自治会等への女性の参画の啓発 を行う必要があります。	・主体は各行政区であるため、市で数値目標は 出せない。 ・行政区長会等の折に市の男女共同参画のスタ ンスを説明するとともに現在の参画状況をア ンケート調査をすることを通じ、啓蒙活動をして いく。	・任意団体である行政区が 主体であるため、市で数値 目標は出せないが、行政区 長会等において市の男女共 同参画のスタンスの説明、 啓蒙を企画政策課と連携し て行う。	C	・アンケート等の実施は行なえ ませんでした。	・秋の行政区長会において、 制度推進の現状に触れ、次 期の役員選出等においてで きるだけ配慮願う旨説明を 行った。	・行政区は任意団体であり、役 員等の構成に関与することは 難しい。	・企画政策課と連携し、まず は意識をもっていただくよう 啓発を図る。また、秋の行政 区長会において、行政区の 組織において女性の占める 割合や今後の意向について の調査を行う。	総務課
	12 高齢者・障害者等への 自立支援	39	・自立支援に向けた相談体制や 情報提供の充実	福祉用具・住宅改修研修、男性介護を考 える会、虐待防止研修会等の実施により効果 が出ています。相談機能については、地域 包括支援センターの設置により直営で実施 しています。今後も継続した取組を進めて いく必要があります。また、相談件数が増 加傾向にある高齢者虐待についても、防止 の普及啓発事業を関係機関との連携によ り進めていく必要があります。	・高齢者虐待の防止や普及啓発を関係機関と の連携により対応する。 ・福祉用具・住宅改修研修、男性介護者交流会 等を引き続き実施する。	・地域包括支援センターによ る相談業務の充実を図り、 関係機関と協力、連携しな がら初期段階での実態把握 やサービスの利用につなげ ていく。 ・男性も参加しやすい、取組 みやすい介護者交流会とな るような内容を検討し増加を 目指す。	A	・関係機関との連携により、地 域包括支援センターで高齢者 虐待の防止や普及啓発を行な いました。	・介護者交流会 3回実施、53人参加 男性12人、女性31人 ・包括支援センターの総合相 談件数 延10,221件 ※うち、高齢者虐待相談・ 通報 50件(実数)	・地域包括支援センターでの 相談業務機能の充実 ・高齢者虐待の防止に関して の普及啓発を進め方。 ・相談件数が増加傾向にある 高齢者虐待を防止するため の普及啓発事業を行うととも に、虐待の早期発見と早期 対応を図る。 ・介護者交流会への男性参 加者の増加対策。	・地域包括支援センターによ る相談業務の充実を図るた めの啓発活動を進める。 ・関係機関との連携により、 相談件数が増加傾向にある 高齢者虐待を防止するため の普及啓発事業を行うととも に、虐待の早期発見と早期 対応を図る。 ・介護者交流会への男性参 加者の増加の為の普及啓発 を進める。	介護保険課
			40	・高齢者、障がい者等のボラ ンティア活動参加への支援	社会福祉協議会が設置したボランティアセ ンターが運営を開始し、ボランティアコー ディネーターの配置など内容が充実しつつ あります。またボランティア研修などは充実 した活動を行うことができ、大勢の参加者 を得ています。今後も各種研修会やボラン ティア連絡協議会を活かし、ボランティア同 士のネットワークの拡大を推進していきま す。またボランティアセンターの機能強化 (人的な面等)、支援体制の確立や情報共 有が必要です。	・社会福祉協議会のボランティア連絡協議会の 機能を生かして各団体とへの働き掛けや情報 提供を定期的に行う。	・社協だより等でボラン ティアの周知を行う。 ・高校生・大学生中心のボラ ンティア養成講座を行いボラ ンティア人数の底上げを行う ・60歳以上の男性ボラン ティア養成講座を行い人数 の底上げと活動の場を広げ ていく。	B	・ボランティアセンター、ボラン ティア連絡協議会、災害ボラ ンティア連絡協議会等が連携し ながら、ボランティアに対する 研修会や交流会事業を行うこ とで、活動の活性化や内容の 充実化を図るとともに、ボラン ティア同士のネットワークの拡 大を推進しました。 ・講演会を開催し一般住民に広 く啓蒙しました。	・ボランティア登録者 実数1,948名延べ登録者数 2,201名(107グループ・個人 95名) ・リーダー研修会(参加28 名) ・愛は地球を救うチャリティ キャンペーン(参加37名) ・視察研修会1回(東松山血 液センター参加40名) ・各地区座談会3回(六日町 17 大和15 塩沢17) ・講演会1回(参加819名(一 般参加含む)) ・高校生・大学生中心のボラ ンティア養成講座は各学校 にて依頼を行いました。参 加人数が少なかったため、 開催を見送りました。 ・社協だよりにて年6回ボラ ンティアの記事を掲載し、周知 を図りました。	・新規ボランティアが多く入っ てこないため、ボランティアの 世代交代がなかなか進まずボ ランティアの高齢化や団体の 廃止などボランティア全体の 数が減少してきています。た だ、ボランティアに対するニ ーズは年々増加しているため、 いかにボランティアに興味を 持ってもらえるかが課題であ り、情報提供を積極的に行 い、ボランティア参加者数を 増加させることが重要だと考え ます。	・社協だより等でボラン ティアの周知を行います。 ・男性ボランティア養成講座 を行い人数の底上げと活動 の場を広げていきます。 ・ボランティアに対する理解と 周知のため、各ボランティア 団体と連携して福祉センター 祭りを開催します。
		41	・高齢者、障がい者等が利用し やすい公共施設、交通機関の整 備の促進	浦佐地区を整備重点地区とした基本構想 を策定し、誰もが快適・安全に移動できる、 暮らしやすいまちづくりを推進するため、障 がい者や高齢者が数多く利用する公共的 施設、歩道・信号機等の安全施設及び旅 客施設のエレベーター等の整備を行ってき ました。 この基本構想における各種の特定事業計 画はそれぞれ策定され、施設管理者による 事業着手が進められており、地域住民並び に施設管理者のバリアフリー意識が向上 し、施設のバリアフリー化が図られていま す。 公共施設は道路や駅だけではなく、多岐に わたっており、今後は、各種の公共施設や 地区を超えた方向性と事業内容について の再検討及びバリアフリー意識の向上に 向けた啓発を進めていく必要があります。	・国土交通省による自転車歩行者道の完成と六 日町地区の電線共同溝化の完成を目指す。 ・歩行者道の整備と共同溝化の段差解消によ り、高齢者や障害者が利用しやすい公共道路 施設を完成させる。	・国土交通省の交通安全対 策事業により、歩道未整備 個所の整備事業化と電線共 同溝事業の完成により、安 全な歩行者空間を整備す る。	B	・高齢者や障がい者、子供連 れが利用しやすい公共道路施 設の整備を進めています。 今後は安全なバリアフリー化 に向け歩行者空間の整備を進 める必要があります。	・国土交通省の交通安全対 策事業で自転車歩行者道及 び電線共同溝の整備ははじめ、 県道や市道の歩道整備 を進め、利用しやすい道路 施設の推進を図っている。	・医療機関及び文教施設の整 備に伴い施設道路や主要な幹 線道路のバリアフリー化を図 る必要がある。	・国土交通省の交通安全対 策事業により歩道未整備個 所の整備事業化と電線共同 溝事業の促進並びに、県道 や市道のバリアフリー化に向 け事業を推進する。	都市計画課

2014(H26)推進計画の評価と2015(H27) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目					5年後の具体的目標 (指標)	H26年度計画(目標)	26年度 評価	評価の理由	26年度の 評価実績	今後の課題	H27年度計画(目標)	担当課
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組み状況と 2次基本計画期間における課題と方向性								
IV 男女が共に参画する 活力あるまちづくり	12 高齢者・障害者等への 自立支援	42	・学習活動を通じての生きがい 作り、雇用確保の支援	学習活動を通じての生きがい作りを支援し、男性も女性も参加できるメニューを取り入れ、高齢者学級・高齢者ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、ボウリング大会、高齢者運動会、各種講座、教室を実施しています。今後も継続して、各種高齢者事業の実施、生きがい学習の発表の場を作り、仲間づくり、生涯学習の支援を行います。	・高齢者が生涯学習として、何をすれば、より積極的に参加できるかの調査を実施 ・参加者は現状維持を目標	・多くの高齢者が生きがいを 感じられるよう、現行の講 座、教室のさらなる充実を目 指す。	B	・前年同様の講座を開設し、各 講座、教室ともに高齢者層の 市民のみならず積極的な 参加がありました。	・各種講座、教室運営の補 助を行い、PRも含めて、積極 的な支援を行った。 ・書道教室のべ32回開催・講 座名簿登録者計43名の他、 3地域各講座・教室に多数の 参加があった。	・講座内容のマンネリ化、講座 参加者の固定化がみられるた め、地域のニーズをとらえた講 座の開設とともに、新規受講 者の開拓、特に居場所を求め ている男性の取り込みを目指 した講座の見直し、開設が課 題です。	・多くの高齢者が生きがいを 有して生活できるよう、特に 団塊の世代等の男性の取り 込みを図るべく、現行の講 座、教室の見直し、充実を目 指します。	社会教育課
				・シルバー人材センターにおける受注額の維持	・消費税増税も見込んだ中 での受注額の現状維持を目 指す。	A						
	13 男女が共に経営に参 画できる自営業や農 林水産業などの労働 環境の整備	43	・男女が共に経営に参画できる 自営業や農林水産業などの労働 環境の改善	家族経営協定締結を促進し、併せて女性認定農業者の増加に努めることにより、少しでも増加の成果がありました。制度自体を広く広報して行くことが必要であり、関係機関と連携し、機会あることに制度の周知を図り、男女が共に農林水産業等の経営に参画できるよう、労働環境の改善を図り、現在の家族経営協定・女性認定農業者等を最低限維持しつつ、今後も増やしていく必要があります。	・家族協定を25戸増やす ・女性認定農業者を15人増やす (基準年) ・家族経営協定 72戸 ・女性認定農業者 11人		・家族経営協定 3戸の増 ・女性認定農業者2人の増	C	・人、農地プラン等の推進によ り、地域の中心的経営体の育 成や農地の集積を図ったが、 女性認定農業者の育成には結 び付きませんでした。 ・家族協定については、農業委 員会による女性農業者との懇 談会等で農家への周知は行っ ているが、成果は出ませんでした。	・家族経営協定 1戸の増 ・女性認定農業者 0人の増 (現況) ・家族経営協定 74戸 ・女性認定農業者 11人	・人農地プラン懇談会や女性 農業委員と女性農業者との懇 談会等の機会を利用し、制度 の周知を一層進める必要があ る。 ・女性新規就農者が2名あり、 今後の希望はある。	・家族経営協定 3戸の増 ・女性認定農業者2人の増
44				・女性の経営参画のための研修 機会の拡大や支援のための情 報提供	・新潟県内において女性の管理職への従事比率は、平成18年以降10%弱の横ばい状態で推移していることから、今後も能力開発推進協会やハローワーク等と連携しながら、女性が経営参画できるような職業能力向上・技術向上のための研修機会の提供を進めます。	・女性の職域の拡大につな がるような情報提供を魚沼 能力開発運営協会と連携し ながら行う。 ・様々な機会において女性の 経営参画機会拡大に向け た、ポスターやパンフレットの 提供を検討する。	C					
14 市民と行政の協働によ る男女共同参画の推 進	45	・市民、事業者、市民団体への 情報提供	計画推進のための施策は多岐にわたっており、着実な推進のためには、市民、事業者、市民団体などの自主的な取組みと理解、協力が欠かせません。それぞれの担う立場で、男女共同参画の視点を持って主体的に取り組むよう、適切な情報提供や意識の共有、意見交換を行う場の設定が必要です。	・多くの市民が男女平等参画について学習できる 機会の拡充のため、講座の内容や、実施時 間の見直しを行う。 ・また、職員一人ひとりの男女平等意識の徹底 を図るため、内部研修を実施したり。市町村職 員研修所等の研修や講演会等に職員を参加さ せる。	・男女共同参画推進プラン を推進するため広報誌や市 ホームページを通じて、積極 的に市民への情報提供を継 続して行う。 ・各課で実施される事業の 時にも啓発資料や情報の提 供を行う。 ・また県や近隣市町村で開 催される講演会等もポス ターやパンフレット等で周知 していく。	B		・男女共同参画の意識啓発を 目指し、第二次基本計画策定 時に作成した概要版を男女共 同参画に関連した事業等で配 布し啓発を行いました。 ・県女性財団や他団体の実施 事業の案内。内閣府からの資 料も団体へ提供しました。 ・また八色の森市民まつりでは ポケットティッシュを配布し市 民会議の周知を図り、講演会や 学習会の開催情報を市報やポ スター等により広く参加を呼び かけました。	・情報交換会:1回 ・市民会議主催講演会・学習 会:2回 料理教室:1回 ・県女性財団が主催する研 修会への参加。 ・市民会議への情報提供:新 潟県発行情報誌、県女性財 団発行ニュース、内閣府発 行冊子、他市発行ニュース など。	・講演会等の開催にあたって は、多くの市民や職員に参 加いただけるような周知方法 の検討が必要であり、身近な 問題として興味を持てるよう なテーマの検討も必要である。 ・男女共同参画に推進に関 する情報は数多く発行されて いるが、まだ多くの人の目には 届いていないため、効果的な 情報提供の検討が必要である。	・男女共同参画推進プランを 推進するため広報誌や市 ウェブサイトを通じて、積極 的に市民への情報提供を継 続して行う。 ・各課で実施される事業の時 にも啓発資料や情報の提供 を行う。 ・県や近隣市町村で開催され る講演会等もポスターやパ ンフレット等で周知していく。 ・地域づくり協議会に對して の情報提供も行う。	企画政策課
			46	・男女共同参画プランの進行管 理と評価	計画の着実な推進のためには、施策・事業の達成状況や事業効果について把握し、男女共同参画基本計画の進行の管理が必要です。市は、本計画を実効性のあるものにするため、施策の進行状況について関係各課より定期的に調査・点検・評価を行い、適切に進行管理をします。また、その内容はホームページ等を通じて公表していきます。		・毎年、前年度事業の進捗状況報告書を作成し、各事業の進捗内容を確認し、充実を図ります。またその内容をホームページ等に公表していきます。					

2014(H26)推進計画の評価と2015(H27) 推進計画の目標

A 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要
 B 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき
 C 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要
 D 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

第2次南魚沼市男女共同参画基本計画掲載項目					5年後の具体的目標 (指標)	H26年度計画(目標)	26年度 評価	評価の理由	26年度の評価実績	今後の課題	H27年度計画(目標)	担当課
基本目標	重点目標	NO	施策の基本的方向(計画)	1次基本計画期間の取組み状況と 2次基本計画期間における課題と方向性								
IV 男女が共に参画する 活力あるまちづくり	15 防災における男女共 同参画の推進	47	・女性を含む防災組織の設立・ 育成促進	まだ受け入れ側も女性も消防団活動にお いてどのように対応してよいか苦慮してい る面が感じられますが、鈍的ではあるが 徐々に増員がみられます。各方面隊本部 において、女性協力者を確保し、実際の活 動の啓蒙を図り、広報活動等の実践によ り、入団促進の啓発を行う必要があります。	・後方支援的な役割や広報活動などを業務とし て活動する、女性団員のみで構成する部を設置 すること。人数は、20人前後が必要である。	・目標人数である20名に近 づくよう引き続き勧誘に努め る。	A	・平成27年4月1日現在、24名 が在籍しており当初の目標値 である20名を上回っています。 また、幼児防災チーム、国際 チームなどを立ち上げ、今後の 活動に向けて取り組んでいます。	・女性部21名が普通救命講 習を受講、そのうち8名が応 急手当普及員の資格を取得 した。 ・9月からは、月1回の防火広 報を実施し、火災予防活動 に積極的に取り組んでいる。	・女性部の活動は、従来の団 活動とは異なるため、幹部を 含めた団員から活動を理解し てもらおうとともに、女性部が団 行事にどこまで関わっていくの かなど。	・保育園等への防火指導、外 国人への応急手当講習や防 火指導のほか、消防本部で 開催する応急手当講習など に参加し、指導協力を行う。	消防本部
		48	・女性の視点を盛り込んだ、防災 計画づくり	地域防災計画では、男女の区別をしてはい ませんが、災害弱者に妊産婦を加えた計 画の見直しを検討しています。また、避難 所におけるプライバシー保護など、女性の 視点も取り入れた災害対応マニュアルをは じめ、男女双方の視点に十分配慮した地域 防災計画等を策定する必要があります。	・目標値は設定しませんが、女性の視点を盛り 込んだ地域防災計画等を策定します。	・目標値は設定しませんが、 女性の視点を盛り込んだ地 域防災計画等の策定を進め ます。	A	・市地域防災計画に男女共同 参画の視点に立った対策等を 明記しました。	・計画の策定及び実施にあ たって、男女共同参画の視 点から見て妥当なものであ るよう配慮した。 ・指定避難所等への職員配 置、避難住民による避難所 管理組織に対して男女共同 参画の視点に立った配慮な どを明記した。	・引き続き、女性参画の促進 の具体的方法の検討が必要。	・目標値は設定しませんが、 女性の視点を盛り込んだ地 域防災計画等の策定を進め る。	総務課